

令和7年3月5日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒044-0011）北海道虻田郡倶知安町南1条東2丁目5-2
（ホッカイドウアブリタグンクッチャンチョウミナミ
1イチジョウヒガシ2ニチョウメ5-2）

名称（フリガナ）：ようてい農業協同組合（ヨウテイノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 金子 辰四郎

ウェブサイトのアドレス：<https://www.ja-youtei.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ようていゆり根（ヨウテイユリネ）、Youtei Yurine、
Youtei Lily Bulb

4 明細書の変更

ようてい農業協同組合（以下「JA ようてい」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

JA ようていは、構成員たる生産業者（以下「生産業者」という。）に対し「ようていゆり根」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、「ようていゆり根」の生産地、品種及び栽培の方法を「生産履歴表」等に記録し、JA ようていに提出する。

また、生産業者は、JA ようていが定めた「食用ゆり根取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に基づき選別を行い、JA ようていが指定した集出荷施設に出荷する。

イ JA ようていの手順

JA ようていは、ウイルスフリーの種子球を生産業者に配布したことがわかる記録を作成し、保存する。

また、生産業者が出荷したゆり根について、取扱要領に照らし抽出による検査を行い、その結果を記録する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

JA ようていは、上記（１）のア及びイの手順について、年１回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

JA ようていは、生産業者が上記５の手順を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

JA ようていは、上記５（１）の周知の際に、地理的表示である「ようていゆり根」及びGI マーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- （１）明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「ゆり根」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- （２）GI マークを使用する場合は、地理的表示である「ようていゆり根」と併せて使用すること。
- （３）GI マークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

JA ようていは、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、当該生産業者が JA ようていの警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、JA ようていは当該生産業者の生産した「ゆり根」について、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

JA ようていは、上記６及び８に関して、生産業者による「ようていゆり根」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

JA ようていは、次の資料をその作成日又は取得日から５年間保存するものとする。

- （１）上記５における「ようていゆり根」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- （２）明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

11 連絡先（文書送付先）

